

# 令和元年度第3回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和元年5月22日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

## 第3回定例会議事日程

- 1 日 時 令和元年5月22日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第1 第14号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
  - 第2 第15号議案 令和元年度6月補正予算の調製依頼について
  - 第3 第16号議案 平成30年度八王子市教育委員会表彰について
  - 第4 第17号議案 令和2年度(2020年度)八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱について
- 4 報告事項
  - ・平成30年度(2018年度)学校運営協議会の運営状況について (教育総務課)
  - ・給食センターの愛称募集について (保健給食課)
  - ・令和元年度(2019年度)学級編制の状況について (教育支援課)
  - ・令和元年度(2019年度)学校選択制の結果について (教育支援課)
  - ・令和2年度(2020年度)八王子市立小学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
  - ・令和2年度(2020年度)八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (指導課)
  - ・SNSによるトラブルの対応に関する家庭向け配布資料について (指導課)
  - ・市立中学校生徒に係る事故への対応状況について (指導課)
  - ・新元号「令和」に関する図書館テーマ展示の実施結果について (図書館部)

- ・「としょかんこどもまつり」の実施結果について (図書館部)
  - ・令和元年度(2019年度)八王子市図書館の特別整理期間(蔵書点検)の日程について (図書館部)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩 千 子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
スポーツ施設管理課長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ども 科 学 館 長	遠 藤 讓 一

図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	太 田 浩 市
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	中 村 東 洋 治
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
教 育 総 務 課 主 査	峰 尾 晃 彦
保 健 給 食 課 主 査	安 齊 祥 江
教 育 支 援 課 主 査	穴 水 裕
指 導 課 課 長 補 佐 兼 主 査	秋 山 和 英
指 導 課 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
指 導 課 指 導 主 事	鈴 木 和 宏
教 職 員 課 課 長 補 佐 兼 主 査	今 井 明
中 央 図 書 館 主 査	山 中 広 子
南 大 沢 図 書 館 主 査	小 野 田 和 夫
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 事	小 山 ち は る
教 育 総 務 課 主 事	池 上 光
教 育 総 務 課 嘱 託 員	古 瀬 村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第3回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、笠原麻里委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第15号議案は、いまだ意思形成過程のため、第16号議案及び報告事項「市立中学校生徒に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第1、第14号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第14号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告につきまして、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、本会議に付議するいとまがなかったことから、教育長におきまして事務処理いたしましたことにつきまして説明いたします。

詳細につきましては、担当の今井課長補佐から説明いたします。

今井教職員課課長補佐兼主査 それでは、第14号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について御説明をいたします。

平成31年4月1日現在、平成31年度の七国小学校の学級数が29学級、通常

級が25学級、特別支援学級が4学級で確定をいたしました。平成31年度、東京都公立小学校教員定数配当方針にある教員定数配置基準では、29学級以上は副校長を2名配置することになっていることから、その補充要員について、去る4月26日に東京都教育委員会より内報がございました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく人事の内申の期限が5月10日であったため、教育委員会定例会に上程するいとまがありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務処理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認をいただくものでございます。

それでは、議案の裏面を御覧ください。

令和元年5月16日付で、当時、稲城市立向陽台小学校、仙北貴紀主幹教諭を七国小学校の副校長として任命するよう、5月10日付で事務処理をいたしました。

同副校長の経歴等につきましては、次ページの議案関連資料を御覧ください。

なお、先日、5月17日に、教育長より辞令伝達をしていただきましたので、あわせて報告をさせていただきます。

説明は、以上となります。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

都内でこの2名配置の学校というのは、大体どれくらいあるのですか。

今井教職員課課長補佐兼主査 承知はしておりません。

安間教育長 かなり貴重な存在であるということは間違いありません。八王子の一番大きな学校ですし、都内でも有数だということらしいです。

それでは、本議案に関する御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第14号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第14号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第4、第17号議案 令和2年度(2020年度)八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

上野統括指導主事 第17号議案 令和2年度(2020年度)八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱について、担当の秋山課長補佐より御説明いたします。

秋山指導課課長補佐兼主査 第17号議案 令和2年度(2020年度)八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱について御説明いたします。

教科書採択につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱は、教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものです。

現在、市立中学校では、平成27年度に採択した教科書を平成28年度より使用しております。教科書は4年ごとに採択替えを行うため、本来であれば来年度、令和2年度から新しくなるため、来年度からの4年間、八王子市立中学校が使用する教科書についての採択を今年度実施しなければなりません。しかしながら、再来年の令和3年度から新学習指導要領となるため、今年度、向こう4年間使用する教科書を採択しても、来年度、令和2年度1年間だけしか使用できず、令和2年度には再び、その新しい学習指導要領に基づいた教科書採択を実施することになってしまいます。これらのことに鑑み、今年度の教科書採択については要綱第5条第4項にもございますとおり、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がないこと、また、平成31年3月29日付文部科学省通知に基づき、平成27年度採択に使用した中学校用教科書選定資料と各中学校からの意見を集約したものを参考に採択を行います。採択にあたりましては、通常であれば調査・研究が十分に行われるよう、教科用図書選定資料作成委員会の下に調査部会を設けて調査を行ってまいりますが、このような背景から、要綱第5条第5項にもございますとおり、選定資料等は平成27年度採択に使用したものを扱うため、教科用図書選定資料作成委員会及び教科別調査部会は設置しないものとします。

採択の方法につきましては、教科書の種目ごとに1種採択いたします。

最後に、採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっており、7月24日開催予定の教育委員会定例会にて協議・採択の予定としています。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの説明が終わりました。

本案についての御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

昨年も、小学校の採択においてはこのような処理をさせていただきました。

1点だけ確認なのですが、教科書の市民への周知ということで、閲覧場所が、今年、中核市ということで増えましたけれども、この中学校の継続のものも、そこには展示されているのですか。

秋山指導課課長補佐兼主査 展示場所については、駅前事務所を増やす予定なのですが、中学校の教科書については、従来どおり教科書センターのみというような形で予定をしています。駅前のほうは、新しく小学校を採択するものについてだけ展示をする予定でございます。

安間教育長 分かりました。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それではお諮りをいたします。只今、議題となっております第17号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第17号議案は、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、報告事項となります。

教育総務課から報告をお願いします。

渡邊教育総務課長 平成30年度学校運営協議会の運営状況について報告をいたしま

す。

詳細は、担当の峰尾主査より報告申し上げます。

峰尾教育総務課主査      それでは、各学校の学校運営協議会より報告がありました平成30年度の運営状況について報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

1、報告趣旨、平成30年度の各学校運営協議会の運営状況の概要について報告するものです。

2、報告内容、平成30年度の学校運営協議会設置校は、平成29年度の88校から12校増え、100校となりました。平成31年度については、8校増え、全市立小中学校に学校運営協議会の設置が完了しております。参考としまして、各学校における学校運営協議会の開催回数は、おおむね月1回、平均して年10回程度の開催となっております。

次に(2)で特色のある取組について説明させていただきます。別紙資料を御参照願います。

学校運営協議会を設置した年度ごとに学校別でお示ししております。特色のある取組欄に、取組内容の種別と具体的な取組内容を記載し、最後の7ページ目の末尾に種別ごとに取組を行っている学校数をまとめております。

それでは、最初の資料にお戻りください。

特色のある取組について、各学校で多く取り組まれている内容から3つ上げさせていただきます。

アの体験活動についてですが、体験活動の取組に力を入れている学校が最も多く、和太鼓等の日本の伝統芸能体験、大学との連携による中学校の模擬講義受講、外部講師を招いたさまざまな体験講座の開催などが行われていました。親子参加型の料理教室、防災宿泊訓練の実施など、保護者が児童・生徒とともに参加する取組も行われていました。

イの地域活動についてですが、特に取組として多く行われていました点として、学校、地域、行政などの連携による地域防災訓練の実施でした。学校で行った通学路安全点検の情報を防災マップ・地域マップに取り込み、児童・生徒の安全につなげる取組も行われていました。

ウの学習支援についてですが、傾向としまして、子どもたちの学力向上を目的とした学習支援ボランティアによる授業補助や放課後の補習などを実施し、基礎学力の定着を図っている状況が見受けられました。学習支援の取組から派生するものとして、学力の向上を目的とした漢字検定、英語検定、数学検定などの検定授業も各学校で実施されています。

他にも、教職員との交流の取組では、学校運営協議会委員が教職員と面談や会議など情報交換を行うことでお互いの状況を把握することができ、学校が必要としている人材の把握ができたなど、お互いに親近感が増したなどの報告もありました。

また、いずみの森小中学校では、来年度の義務教育学校開校に向けた教育課程編成や学校複合施設としての活動の企画・調整について協議を行うなど、地域とともにある学校づくりが進んでいます。

(3)の取組の成果として、ア、日本の伝統芸能の体験、親子参加型の料理教室、防災宿泊訓練の実施など、保護者が児童・生徒とともに参加することで地域運営学校の取組について理解を深めることができ、保護者や地域の教育力の増進にもつながっております。

イとして、防災訓練の実施は、学校を拠点として地域づくりの推進に役立っており、学校・地域・行政の連携が強化されたとともに、地域全体の防災意識の向上につながっております。

ウ、学校運営協議会が児童・生徒や学校の状況を把握することで、地域人材の活用機会の増加や必要な支援を適切に講じることができ、児童・生徒へのきめ細やかな対応が進むことで学習意欲の向上につながっております。また、児童・生徒がボランティア等の地域住民と触れ合うことで、地域への愛着が芽生えております。

次に(4)取組の課題として、3点あると考えております。

1つ目として、学校運営協議会委員の後継者の育成や地域の人材発掘などが上げられます。ボランティアなどの学校支援の人材が固定されており、地域に眠っている知識や経験を持つ人材を発掘することが課題となっております。

2つ目として、学習習慣の定着に向けた分析や支援体制の継続が上げられます。児童・生徒の学習習慣を維持し、学力の向上につなげていくために、支援に必要な人材の確保を継続して図っていく必要があります。

3つ目、学校運営協議会の、より積極的な周知の必要性についてです。これからも、引き続き、お知らせの配布や保護者会等で活動内容を周知するなど、継続した取組が必要であると考えております。

事務局では、平成30年度の学校運営協議会委員を対象に、学校運営協議会制度の理解を深め質的な向上を図るため、さまざまな研修を実施しました。新規委員を対象とした研修、経験年数の浅い委員を対象としたフォロー研修、学校運営協議会全委員を対象とした研修会を実施しました。また、学校運営協議会の会長同士が一堂に集う情報連絡会を設置し、情報共有や交流を図るための連絡会を実施しました。本年度も、引き続き学校運営協議会制度への理解を深め、質的な向上を図るための研修を実施してきます。

なお、各学校の運営協議会の運営状況報告については、昨年度までと同様に、今後、準備ができ次第、市のホームページで公表する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

安間教育長　　只今、教育総務課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員　　それでは、まず、ちょっと質問からお伺いしたいと思いますけれども。

この特色ある取組の中の1ページにあります、例えば陵南中学校、13番ですね、この学校運営協議会委員と教職員による3年生を対象とした進路面談の実施と、それから4ページにあります55番、いずみの森小中学校の義務教育学校開校に向けた教育課程編成や複合施設としての活動の企画・調整についての協議の実施。この取組について、少し補足説明をしていただきたいと思います。

渡邊教育総務課長　　各学校から上がっている報告によりますと、いずみの森に関しては、これまでやってきた試みについて、いわゆる学運協の委員が参加をして回数を拡大したというふうに聞いています。

それからもう一方の、御質問でございますけれども、学運協の試みとしては、29年度が初めての試みとしてやってらっしゃるという報告を受けております。

伊東委員　　ありがとうございました。今、御質問に対する回答をいただきまして、ありがとうございます。要望に入ってしまったてもよろしいですか。

安間教育長 はい。

伊東委員 学校運営協議会が全校に設置されていることで、八王子市は大変特色ある自治体だと思いますけれども、こうした学校運営協議会の設置の趣旨ですね、これ、やはり、校長先生を中心とする学校経営のガバナンスをどれだけ強化していくかということだと思えるのです。なので、もちろん、その体験活動とか、あるいは学習支援とか、もちろんこういった取組も非常に貴重なのですけれども、こういった取組を通して、学校はどのようなふうになるか、この学校運営協議会が設置されていることで学校経営が支援されているのかといった部分の評価を、どのようなふうにしていくかというのが、これから工夫するところだと思いますので、このあたりの学校運営協議会の運営状況の集約の仕方、あるいは評価の仕方ですね、こういったところをもう少し視点を今後工夫して、本当に真に学校運営協議会が学校にとって有効なものであるのかどうか。あるところは良いと思いますし、そうでないところをどのようなふうに変更したら良いのかということをサポートできるような行政としての取組をお願いできればなというふうに思っております。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。

笠原委員 12年経って全校に配置されるという、こんなすばらしい自治体の特色性があると、今、伊東委員もおっしゃっていましたが、ここまで本当に、恐らく全校に配置するというところに多分すごく力も注いでこられているだろうし、今、伊東委員おっしゃったように、その次のフェーズとして、アセスメントというのが必要になってくる年代に入るのだろうなと思って伺っていました。

私が質問させていただきたいのは、そういうことも含めて、それを強化するためのものなのですけれども、今現在、この構成メンバーがどのような職種の、職種というか、どのような立場の方が構成メンバーになってらっしゃるのか、各学校のですね。それから、平均年齢、例えば年齢分布、構成メンバーの年齢分布とか、それから、開催頻度、会ですね、月何回とか年間何回とか、そういう時間帯とか、それからPTAさんとの兼ね合いはどうなっているのか、協働してやっているということもあるし、確か、学校によってはPTAを持ってないという学校もおありだと思

ので、そういった、そのあたりの連携などについて、わかるところがあればお聞きしたいと思うのですけれども。

渡邊教育総務課長　　まず、市の規則のほうで、委員の任命について定めております。学運協は平成19年度から、これまで設置をしてきた経緯がありまして、最も多くは、4年前、3年前、2年前ぐらいが、とても設置数が多い時期でございました。その設置されるときには、規則にのっとって、保護者、それから地域住民、それから対象学校の運営活動を行うコーディネーターなどの方々、それから学識経験者、その他、必要と認める方を選任しますという規定にしておりますが、今顧みますと、西のほうの古くからある学校の地域と、ニュータウンの地域、それからみなみ野地区の八王子ニュータウンの地域では、構成メンバーも結構差異がございます。古いところは学校評議員からそのまま上がって、人がかわるときに規則にのっとったかわり方をしているようなところがございます。

いずれも、課題としましては、委員のなり手が最も課題でありました。そこで、回数なども、一昨年までは年平均6回ぐらいの開催がアベレージでありましたけれども、今、担当のほうから説明ありましたとおり、1年経って年10回ぐらいの開催になってきたということは、皆様、大分、学運協というものになれていらっしゃるのだと考えております。私どもとしては、研修などの回数を増やしてきたのですけれども、今、多分、委員がおっしゃられるところの質の充実にスイッチしております、情報連絡会を設置するとともに、いわゆる熟議の方法ですとかファシリテーターの役割ですとか、そういうふうに構造的な研修を行うことで質の向上に寄与しているとともに、これからホームページのほうにも載せますけれども、これは昨日、できたてなののですけれども、こういった活動事例集、これは30年度のもので、もうすぐアップしますけれども、こういった中に、この項目によって全て、どういう学校が、どういう活動をしているかということが詳細に載っておりますので、こういったところで底上げを今図っているところでございます。

以上です。

安間教育長　　よろしゅうございますか。

他にございましょうか。

柴田委員　　御説明ありがとうございました。2点質問があります。

1点目は、この学運協の仕組みについてなのですが、資料は、特色ある取組となって、恐らく各学校では、ここは主たる取組ということで、もっと多くの取組をしているようでございます。そこで、運営協議会というのは、あくまでも学校運営などに関する熟議をするという機能を持つところございまして、この協議体が、こういった特色ある取組の実動部隊として実際動くとなると、やはり委員さんの労力というものは、はかり知れないものなのではないかというふうに思います。実際に、こういう特色ある取組を行う上では、委員さんだけではなくて、さまざまな地域の関連組織などとの連携のもとに行われている取組があると思います。そこで、学校運営協議会の熟議に専念するという機能と、それからこういった取組を行う実動部隊としての地域学校協働活動本部のような、そういう仕組みというものを、これから全校に学運協が設置したところで改めて見直してみる必要があるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目の質問につきましては、地域の人材発掘についてなのですが、八王子市では研修会を学運協の委員さんを対象に実施していたり、それから連絡会を実施したりということで、非常に熱心に取り組んでいるところですが、一方で、これからの学運協のなり手の人材発掘というところが必要なのだろうと思います。そこで、例えば、現役の保護者が何年後かに子育てが終わって、こういった学運協のような場で活動できるような素地を作るといような研修であるとか取組というものも、今後の研修をデザインしていく上で、こういったお考えがあるのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

安間教育長 2点です。

渡邊教育総務課長 まず、2点目のほうなのですが、ちょっと、私どもの頭の中に、まだそこまで至っていない部分がありましたので、1点目でおっしゃられた地域学校協働本部の設立に向けて、そういったなり手の仕組みを、構築していきたいと考えています。その地域学校協働活動に関しましては、学運協の、八王子は図らずも地域の活動というのが学校を中心に先行してできた経緯がありますので、各学運協の委員の名簿を私が拝見しても、もう古くから青少対で活動してきた方、当然PTAとして長く活動に携わっていらっしゃった方ですとか、保護者ですとか、民生・児童委員さんですとか、主だった地域の方々が入っていらっしゃる経緯があ

ります。なぜ活動が充実できたかという、そういう方々が、今まで地域学校協働活動の役割を担って、学運協という頭を中心に活動してきた経緯があります。図らずも、明日からなのですけれども、地域学校協働本部に向けた、部を超えた管理職の意見交換を制度構築に向けてちょうど始めるところでありますので、今まで八王子市が仕組みがない中でやってきた地域協働活動を顕在化させて、システムとして機能するように検討を進めてまいりたいと思っております。

村松委員　さまざまな体験活動、地域活動、学習支援等を学校運営協議会の皆さんが、いろいろな御苦勞をされたり、知恵を絞ってやってくださって、子どもたちのためにやってくださっているというのを拝見し、大変ありがたいなというふうに思っているのが率直なのですけれども、今、柴田委員からもありましたけれども、さまざまな合同研修会とか、情報連絡会を立ち上げていただいて、今、活動して下さっていると思うのですけれども、一番最初の、やっぱり課題ですよ、学校運営協議会への理解促進及び地域運営学校の活動の周知というのを、やっぱりここがちょっと足りないのではないかなと思います。この表を見ても、学校運営協議会のPRと出ているのは、5番の浅川小学校さんだけなのですよね。今現在、学校運営協議会の皆さんが、それぞれ学校、また地域、いろいろなところで、この学校運営協議会という、そういう存在があるのですよ、どういう活動をしているのですよという、そういうPR方法ですよ。こういうふうにやっていますという、そういう何か報告というか、そういうものというのは来ているのですか。

渡邊教育総務課長　活動報告の中で、そういった部分が載ってくる場合もありますけれども、今、委員がおっしゃられた、やっているところは良いのですけれども、やっていないところを、どのように周知するかというところがあるのですが、保護者向けは、保護者の代表の方に入っていただくという部分であるのですけれども、学運協の中には、まだ管理職の方が中心に活動しているところが多々ございますので、今年度、昨年度もやらせていただいたのですけれども、どうやって教職員の先生方を、いわば巻き込んで活動につなげていくかというような体験談を講師に話していただくなど、そのやり方の情報交換をしている、今ちょうどそのようなところでございます。市教委としても、その足りない部分を、今後力を入れて周知に努めたいと思っております、

村松委員　　ありがとうございます。

課題は、やっぱり後継者の育成、地域の人材発掘の前に、やはり理解促進及び地域運営学校の活動周知が先に来るのではないかと考えています。まだまだ、保護者のほうでは、やはり学校運営協議会というのを、チラシとかをもらっていても、何をしているのか、卒業式、入学式のときに、そういう学校運営協議会の皆さんだと紹介されるだけで、一体この人たちは何なんだろうという、まだまだ理解をされていないという保護者のほうが大部分なのですね。これから、そのPRをうまく、どういうふうにしていけば良いのかということも、今おっしゃっていましたが、情報連絡会ですとか、上手くその辺に盛り込んでいただいたりとか、どういうふうにしていくのか、またはどういうふうに皆さんがPRを、一般の保護者、また市民、地域にPRしているのかということも、ちょっと盛り込んで連絡会でやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

渡邊教育総務課長　委員がおっしゃるとおり、そういったことのために、やっぱり情報連絡会があると思っておりますので、早速6月末に情報連絡会をやるべく、今、準備を進めておりますので、そういうふうな働きかけをしていきたいと考えております。

安間教育長　　ありがとうございました。

他、よろしゅうございますか。

各委員からも重要な視点の御指摘をいただいたと思います。振り返ってみると、3、4年前、まだ全校実施に届かない状態にあった中で、理念とか定義から入るのではなくて、実践や具体から入りましょうと、要は地域学校協働本部がこうで、学校運営協議会がこうだという、定義をガチガチに考えるのではなくて、やっているところから、どんどん活動に位置付けていきましょうという形で、こういうふうに全校設置ができたのだろうと。そういう経緯を考えると、今、各委員の方からお話があったように、そろそろ運営面だとか、ガバナンス面だとか、そういったものに力を入れていく時期なのだろうなというふうな御指摘だろうと思いますので、そこをぜひ意識しながら、これを進めていただければと思います。

委員からご提案のあった内容とこれまでの取組を同じく理念から入っていても、なかなか定着しないでしょうから、具体から入っていったほうが良い。その1つの

提案として、学運協での配布資料ですね、学校に全部任せるのではなくて、市として、市の施策であるとか、そういったものを共通の資料として学運協の委員の皆様方に提供したらどうだろう。例えば、去年もスクールサポートスタッフの人材探し、学校だけで、見つけるのは大変だったわけですから。上手く見つけられた学校は、地域の人たちは色々な人を知っていますから、そういう人からぱっと紹介をしてもらうようなこともあった。だから、学校が抱え込むのではなくて、いろいろな施策であるとか、そういったものを、どんどん委員の皆様方に、こういうことをやっているのですよとお知らせしたらどうかな。

これも学校によるのですが、来年のオリンピック・パラリンピックに向けたレガシー、あれも、委員さんたちに相談をして、では学校として色々なことをやりましょうよというところもあれば、学校だけでと考えているところも。とするならば、もう市の施策ですからね、共通の資料として提供して、それをアイテムとして考えていただく。SNSの訴えに関してもそうですし、生涯学習やスポーツ関係の行政についても、これを共通で委員さんたちに、こんなイベントありますよとか。そうすると、その委員さんたちが、じゃあ、子どもたちの有志を連れて、そこに行こうよとか、そういう話にもつながっていくのではないかな。ぜひ、そんなことを考えていただきたい。

小さな話でいうと、ホームページにせっかく載せている英会話も、学校運営協議会の方々は知らないのですよ。だけど、あんな細かなことであっても、こういうのが載っていて英会話ができるのだよということを知っていれば、そこに何らかのつながりが出てきて、それでは今度、こういうふうにやっぴいこうよとか、そういうような御意見も出てくるのではないかな。そういったことから、ガバナンス機能であるとか運営機能だとか、そういったものを高めていくということもあるのではないかな。ぜひ市として共通な情報提供をするというの、選択肢の1つとして検討してみてください。

よろしゅうございますね。

それでは、本件は報告として承らせていただきます。

田倉保健給食課長 給食センターの愛称の募集について、安齊主査のほうから詳細は御説明をいたします。

安齊保健給食課主査 新たに整備する給食センターが、児童・生徒にとって、より親しまれるとともに、地域に根差した「食」でつなげられる施設となることを願って愛称を募集するため、報告するものです。資料を御覧ください。

2、報告内容(1)募集要項につきましては、裏面を御覧ください。

愛称のテーマは、右上の給食センターのイメージにあるような、おいしい給食の提供や地産地消の推進、地域の食育活動の場所など、このイメージ図から感じたことや八王子の特徴や地域にちなんだ愛称を募集いたします。今後、整備する施設も含む全ての給食センター共通の愛称とし、愛称の後ろに地域名を入れます。例えば、他の自治体の愛称で仮に申し上げると、ハッピークック(元八王子)、ハッピークック(南大沢)というふうになります。

表(おもて)面に戻りまして、イ、募集対象は、小学校5・6年生と中学1・2年生で、応募は任意といたします。

ウ、募集期間は、6月10日から7月10日。

エ、選定方法ですが、応募作品の中から教育委員会や教職員の代表の方に選定していただき、1作品を決定いたします。

(2)愛称の活用例といたしましては、施設、配送トラック等に使用したり、給食センターから配布される施設案内のパンフレット、イベントのお誘い、食育だより等で幅広く活用いたします。

報告は、以上となります。

安間教育長 只今、保健給食課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等ございましたら、お伺いします。

村松委員 ありがとうございます。

この募集要項のその他、5番その他ですけれども、市内の市立小・中学校の小学5・6年生、中学校1・2年生が応募の対象となっていますけれども、これ、応募していただいて、給食センターの愛称として選ばれた作品と作者についてホームページ、食育だよりで紹介しますということなのですが、これ、選ばれた方のお子さんって、何か新しい給食センターのところで表彰を受けたりとか、何かそう

いう式典に呼ばれたりとか、何かそういうことというのはないのですかね。

安齊保健給食課主査 今後、検討したいと思っています。発表する場所を設定したい  
ということは考えております。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

ぜひ、皆さんがこういうのを募集してくれるように、周知のほう、しっかりやっ  
てください。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続きまして、教育支援課から、続けて2件報告をお願いします。

山田教育支援課長 それでは、令和元年度学級編制の状況につきまして御報告いたし  
ます。

詳細につきましては、穴水主査から御説明いたします。

穴水教育支援課主査 それでは、御説明いたします。

御報告する内容につきましては、平成31年4月7日を基準日とした学級編制の  
東京都への届出状況となります。

資料の項番2、報告内容を御覧ください。

初めに、(1)の児童生徒数・学級数につきましては、小学校が、児童数2万6,843人、対前年比マイナス381人、学級数が924学級、対前年比マイナス17学級。中学校の生徒数1万2,713人、対前年比プラス54人、学級数381学級、対前年比マイナス1学級となっております。また、その下は学級編制の基準となりますが、今年度も小学校2年生、35人以下学級対応加配、中1ギャップの予防・解決のための教員加配が行われております。

次に、(2)の学級数別学校数につきましては表のとおりとなっておりますが、前年度と比較しますと、小学校6学級以下が1校、12から18学級が4校減少し、7から11学級が5校増加しております。また、中学校は12から18学級が1校減少し、7から11学級が2校増加しております。

各学校別の児童生徒数・学級数につきましては、まず裏面の小学校を御覧ください。

番号6番の第六小学校の日本語学級は43人で、前年度と同じく3学級となって

おります。また、小学校第2学年の加配該当校は17校で、欄外に記載してありますとおり、16校が学級規模縮小を、1校はチームティーチングを選択しております。

続いて右側のページ、中学校を御覧ください。

番号5番の第五中学校の夜間学級は13人3学級。24番、打越中学校の日本語学級は25人2学級となっております。また、中学校の第1学年の加配該当校は19校で、8校が学級規模縮小を、10校がチームティーチングを、1校が少人数指導を選択しております。

なお、私学入学者につきましては、小学校が1.3%、中学校10.2%で、前年と同様の数字となっております。

最初のページにお戻りください。

(3)の特別支援学級につきましては、小学校の固定学級は、児童数449人、対年比プラス25人、学級数66学級、対前年比プラス2学級。通級学級は、児童数188人、対前年比マイナス11人、学級数12学級、対前年比マイナス1学級。中学校の固定学級、生徒数258人、対前年比プラス31人、学級数38学級、対前年比プラス2学級。通級学級は、今年度から情緒障害等につきましては(4)の特別支援教室に移行しておりますので、難聴のみで、生徒13人、対前年比プラス4人、学級数1学級、増減なしとなっております。

次に、(4)の特別支援教室につきましては、小学校は拠点校18校、児童数1,112人、対前年比プラス196人。中学校は拠点校8校、生徒数261人、昨年度の情緒障害の通級学級の生徒数と比較すると、プラス46人となっております。なお、各学校別の児童生徒数・学級数は別紙のとおりとなります。

最後になりますが、中心市街地など一部の学校の通学区域内では、集合住宅の建設や開発計画が多く見受けられる状況もあります。学校集中の影響も想定されますので、その動向も考慮して、学級編制を進めていきたいと考えております。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等があればお伺いいたします。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

これ、ちょっと質問ということでお伺いしたいのですけれども、前々から、こういうことがあるわけなのですが、小2の加配と中1加配を見たときに、小2の加配のほうにつきましては学級規模縮小を選択している学校のほうが多くて、中1の場合にはチームティーチングを選択している学校のほうが多いという感じがするのですけれども、これは、どちらを選んでも良いわけなのですけれども、そのことに関しては、小学校と中学校の校長先生からの御意見とか、そういったことに関しては、八王子市として何か把握している部分というのはあるのか、ちょっとお伺いします。

山田教育支援課長　　今、言われました小学校につきましては、学級規模縮小が多い状況にありますので、そこは、1年生からの持ち上がりというところもありますので、またクラス替えになってしまうと影響が多いということで、そのまま学級規模縮小を選んでいるのが多いというようなことは聞いております。また、今回、恩方第一小学校につきましては、こちらのほう、チームティーチングを選んだのですが、状況を確認しますと、やはり3年生になりますと1学級になってしまいますので、早くから1学級にならしておくというようなことでの状況でチームティーチングを選んだということを、小学校につきましては聞いております。

中学校につきましても、同じように、やはり2年生に上がりますと学級規模が縮小になってきますので、クラスが1つ減ってしまうですとか、そういう状況になってきますので、どちらかというチームティーチングを選ぶほうが多いというようなことを聞いております。

伊東委員　　私も勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

安間教育長　　他にございましょうか。よろしゅうございませうか。

私のほうからも、この報告の仕方の数字のカテゴリーなのですけれども、これ、都へ報告するものだから、こういうような区切りになっているのでしょうかけれども、市独自として考えると、例えば(2)の学級数別の学校数などは、6学級以下と書いてあるけれども、6学級以下ということは複式になっているということですよ、小学校の場合は。だから、都への報告は、このカテゴリーで報告するのでしょうかけれども、私たちとすると、どこに関心があるのかという、そういう目で、この数字を見られたほうが良いのではないかな。例えば、中学校は、5校6学級以下というの

があるのですが、中学校は3学年しかないですよ。ということは、これは、2・2・2ということで、単学級になってしまうような場合だとか、そういったところに関心があるので、今、この数字の表し方については、市として関心があるような整理の仕方というのも、今後、学校の再編だとか、そういったことがありますから、工夫されたら良いのではないかなというふうに思います。来年度以降の課題にしてください。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長　引き続き、教育支援課から報告をお願いします。

山田教育支援課長　それでは、令和元年度学校選択制の結果につきまして御報告いたします。

詳細につきましては、穴水主査から御説明いたします。

穴水教育支援課主査　それでは、御説明いたします。

御報告する内容につきましては、令和元年度新入学児童・生徒の学校選択の結果となります。資料の番号2、報告内容を御覧ください。

初めに、(1)の小学校の結果につきましては、学校選択をした方が771人、18.1%で、前年度と比較しますと0.5ポイント上昇しております。選択理由、学校の情報につきましては、前年と同じような傾向で、選択理由では、通学の距離・安全、兄姉が通っている、子どもの友人関係が、学校情報では、学校公開に参加して、友人・知人に聞いてが、それぞれ上位に入っています。また、通学の距離につきましては、選択校のほうが近いが46.9%で、4.3ポイント上昇しております。

続きまして、(2)の中学校の結果につきましては、学校選択をした方が938人、21.7%で、1.1ポイント低下しております。選択理由、学校の情報、通学の距離につきましては例年と同じような傾向で、選択理由では子どもの友人関係、通学の距離・安全、兄姉が通っているがあり、学校情報では学校公開に参加して、友人・知人に聞いてが、通学距離では選択校のほうが近いが、それぞれ上位となっております。

各学校別の集計結果は資料のとおりとなります。

なお、小学校では、第十小学校、みなみ野小学校、みなみ野君田小学校、七国小学校、長池小学校、鑓水小学校の6校、中学校では、松木中学校が受け入れ教室の開発に伴う需要の増加が予測されることから、選択除外校となっています。

最後になりますが、学校選択制の見直しにつきましては、令和3年度新入学児童・生徒を対象とした新制度の導入に向け、市民の方への周知や指定校変更の準備を進めているところであります。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、新制度の周知のほうを、ぜひお願いします。

安間教育長 続いて、指導課から3件報告願います。

なお、次の2件については相互に関連しますので、最初、2件を一括した報告をお願いいたします。

野村統括指導主事 令和2年度八王子市立小学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について並びに令和2年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について御報告いたします。

本件は、前回の定例会で議題に供しました令和2年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱並びに令和2年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に基づき教育長決裁にて決定したものでございます。

詳細につきましては、担当の秋山課長補佐より御報告いたします。

秋山指導課課長補佐兼主査 それでは、御説明いたします。

詳細説明の前に、まず、元号改正に伴う委員招集の変更についてふれておきます。元号を改める政令、平成31年政令第143号の本年5月1日の施行に伴い、施行日以前に施行された採択要綱並びに設置要綱の年表記を教育長決裁にて変更いたしました。具体的には、平成32年度(2020年度)と表記されていたものを令和2年度(2020年度)の表記に変更いたしました。以降は、このことにのっとり

て御説明いたします。

初めに、令和2年度(2020年度)八王子市立小学校使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱について御報告いたします。

本要綱は、令和2年度から八王子市立小学校で使用する教科書の採択にあたり、対象となる教科書について調査研究を行うための組織として教科用図書選定資料作成委員会を設置するもので、その構成及び任務等について定めたものでございます。

2の資料作成委員会につきましては、校長、保護者代表から成る29名以内の構成となっています。任務につきましては、次に御説明いたします資料作成委員会の下部組織である調査部会及び各小学校からの調査結果、教科書センター等におけるアンケートを参考に選定資料の検討を行い、その結果を教育委員会に報告します。

各小学校からの調査結果につきましては、各教科用図書の優劣や順位をつけたり、また推薦をしたりするものではなく、内容についての報告をするものとしします。また、協議当日、教育委員会への報告の際は、アンケート内容を伝えるものとしします。教育委員会は、この資料作成委員会の報告書を参考にしながら採択していくこととなります。

次に、3の調査部会につきましては、校長、副校長、教員から成る16名以内の構成となっています。資格につきましては、教職3年以上、市内の学校に1年以上勤務した者で、高い専門性と識見を有する者としています。任務につきましては、上部組織であります資料作成委員会からの求めに応じて調査研究し、報告します。

続きまして、5のその他になります。採択を公正かつ適正に実施するため、(4)のアからカの6つの項目で委員になれない者を定めています。

それから、先ほど教育長も触れておられましたが、市民要望の多かった教科書展示場所の増設についてですが、これまで、都を通じて国に対し、八王子市として見本を増やすよう再三要望してまいりました。教科書発行者から各教育委員会等に送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度、文部科学省が教科書発行者に通知しており、それを超える送付または教師等採択関係者に対する献本、もしくは貸与は認められておりませんでした。ここで見本の送付数が見直され、中核市を対象に追加が実現されました。このことに伴い、新たに八王子駅南口総合事務所での展示会を予定しております。

最後に、採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっております。今後、7月上旬にかけて資料作成委員会及び調査部会を開催し、調査研究を行ってまいります。7月31日の定例会にて御協議いただき、8月7日に決定していただく予定です。その後、追加議案で採択していただく流れとなります。具体的には、7月31日は各教科、種目について調査部会からの報告を10分、質疑を10分程度で行い、この日だけで協議を終了させる予定です。なお、各委員は、個別の質問がある場合、次回の8月7日までに事務局に確認しておき、8月7日は各教科、種目について意見、投票のみ、各10分程度で行い、投票と集計の間は、他の議事を行う予定としています。

大変短い期間の日程となっております。その中で、委員の皆様にごできるだけ多くの考える時間を確保し、また教科書採択に係る議事進行を円滑かつスピーディーにしたいと考えております。どうぞよろしくご願ひいたします。

次に、令和2年度(2020年度)八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置に関する要綱について御報告いたします。

本要綱は、令和2年度から八王子市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科書の採択にあたり、対象となる教科書について調査研究を行うための組織として教科用図書選定資料作成委員会を設置するもので、その構成及び任務等について定めたものでございます。

2の資料作成委員会の構成につきましては、特別支援学級設置校の校長、副校長、担当教員、専門性を有する者、保護者代表から成る組織となっております。

任務につきましては、次に御説明いたします資料作成委員会の下部組織である調査部会及び各小・中学校からの調査結果、教科書センターにおけるアンケートを参考に選定資料の検討を行い、その結果を教育委員会に報告します。教育委員会は、この資料作成委員会の報告書を参考にしながら採択していくこととなります。

次に、3の調査部会につきましては、小学校、中学校の部会ごとに、校長、副校長、担当教員から成る構成となっております。資格につきましては、教職5年以上、特別支援学級担当教員3年以上を経験した者で、特別支援教育における資料についての高い専門性と識見を有する者、または校長が、その専門性を踏まえ推薦する者

としています。任務につきましては、小学校、中学校の校種ごとに全ての教科書を上部組織であります資料作成委員会からの求めに応じて調査研究し、報告いたします。

続きまして、5のその他になります。採択を公正かつ適正に実施するため、(4)のアからカの6つの項目で委員になれない者を定めています。

最後に、今後の日程でございます。明日、5月23日から7月上旬にかけて資料作成委員会及び調査部会を開催し、調査研究を行ってまいります。そして、7月24日の教育委員会定例会にて採択していただく予定となっております。なお、協議当日の資料作成委員会からの報告の際は、特別支援学級使用教科用図書の採択理由として、該当児童・生徒の特性を随所に盛り込んで説明するものとしします。

こちらは大変短い期間での日程となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

説明は、以上になります。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございますか。

伊東委員　　説明ありがとうございました。

前回、私、ちょっと教科書採択の教科用図書選定資料作成委員会設置要項の検討のときに欠席をしていたので、今さらちょっと質問をするのはいかなものかと思うのですが、まず質問させていただきたいのですが、教科用図書選定資料作成委員会があって、その下に教科別調査部会があるわけなので、各小学校の調査研究というようなものをする必要があるのかどうなのか。例えば、はっきり言って、働き方改革との関係でいっても、学校は大変忙しい中で、各小学校において、こういった調査研究を進めるといのはなかなか大変ではないのかなということが1つと。

それから、やはり平成31年3月に出了れた文部科学省からの教科書採択の構成についてという通知文があると思いますし、その中でも、教科書採択方法の改善の中で、学校からの、そういった、文科省のはうは投票のようなもの、教師からの投票というふうに言っています。いわゆる公正、中立、それから教育委員会としての採択ということを考えていくときに、各学校における調査研究というのは、どこまで必要なかというのを、ちょっとお伺いしたいなと思います。

野村統括指導主事 貴重な御意見、ありがとうございます。本当に、今、働き方改革が求められている中で、限られた期間の中で学校のほうが調査研究を行うということは、かなり日程的にもタイトだということは、こちらのほうとしては十分承知しているところでございます。しかしながら、やはり、広く学校の意見を聞くということも鑑みまして、やはり、各学校が使用教科用図書に対してどういう意見を持っているのかということ意見を意見として出していただくということは必要であると考え、今年度も調査研究の上で、各学校での調査報告を実施しているところでございます。

斉藤指導担当部長 教員の働き方改革というところでは、そういう学校での調査研究が負担になるのは非常に問題だと考えているのですが、前回からですか、各学校のほうにも見本のほうを回覧する形に変えていまして、昔は、ある一カ所の学校に教員が行っていたのですけれども、今、その学校で見られるような形に変えてきています。そうすれば、正直言って、1日、2日ぐらいしか期間はないのですけれども、そこで新しい、自分たちが使う将来の教科書を、やっぱり見るというようなことで、どういう点が変わっているのか、また自分としてはどのような教科書を使っていきたいのかというのを、やはり各教員に考えてもらいたいというようなことで、ちょっと事務局が、ちょっと大変になってしまったのですけれども、学校としても、なるべく、そこら辺のところをやりやすいようには変えてきたというようなところもでございますので、現行のところでは、新しい教科書にふれるようなシステムでやっていきたい。ただ、調査研究の、各内容については、あまり縛りをつけず、こうでなければいけないとか、何回もやりとりをすとか、そういうようなことはないようにということでは取り組んでいるところでございます。

伊東委員 私、こだわっているつもりは全くないのですけれども、学校から、どのような書式で、どういう調査が上がってくるのかというのを、今年は良いですけれども、十分工夫して、やはり、文部科学省や都教委は、それぞれの採択地区で公平・公正な教育委員会としての主体性を持った採択をとということを常々お話がある中で、できるのであれば、それから働き方改革の問題も含めて、そういったものに関して、今後、ぜひ検討していただくと大変ありがたいかなというふうに、これは要望ですので、よろしく申し上げます。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございますか。

村松委員　こちらの資料作成委員会の構成の中で、この保護者代表3名以内、また特別支援のほうで、保護者代表2名以内となっていて、小・中保護者各1名にしているのですけれども、これはどういう基準で、どういうふうな方が選ばれるのか。

それとあと、特に特別支援のほうは、この保護者の代表の2名の方というのが、例えば特別支援に何か携わってくださっている方たちなのでしょうか。

秋山指導課課長補佐兼主査　保護者の代表の方につきましては、それぞれPTAの連合会のほうに依頼をさせていただきまして、そこから毎年推薦をさせていただいているところでございます。それから、基本的には、公平性を保つために、もちろんそういう知識がある方をとすることは考えておりますけれども、第三者的に見て公平性を保つために、そういったところをお願いをして出してもらっているところでございます。

それから、特別支援学級につきましては、専門性という意味では都立の特別支援学校のほうからも1名、この中には推薦してもらっていますので、そういった意味で、中でも第三者的な意見なりも反映させて採択に持っていきたいと考えていますので、そういう推薦の方法になっています。

安間教育長　よろしゅうございますか。

他にございましょうか。よろしゅうございますか。

先ほどの伊東委員の御指摘、しっかりと議論しなければいけないと思いますけれども、改めて事務局のほうにちゃんと確認しておきますが、どれが良い、どの本が良いというふうに聞くのではなくて、今やっている教科書、今使っているもののどういうものが使いやすいのか、どういうところが使いにくいのかという、その内容を聞くためにやるのだと。その原点に戻れば、今、伊東委員の話があった、来年以降でもというようなお話があったけれども、改善できるところは改善できるのではないかな。何を聞きたいのかというのを焦点化して、ぜひ、今年改善できるところは改善をしていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

よろしゅうございますね。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長　引き続き、指導課から報告をお願いします。

上野統括指導主事　SNSによるトラブルの対応に関する家庭向け配布資料について、担当の鈴木和宏指導主事より御説明いたします。

鈴木指導課指導主事　指導課より、SNSトラブルの対応に関する家庭向け配布資料について御説明させていただきます。A3判の資料を御覧ください。

上段にあります対応資料送付の理由を御覧ください。

近年、SNSの普及に伴い、市立小・中学校においてSNSに関するトラブルが増加傾向にあります。また、内容によっては、大きないじめにつながる案件もあり、学校でもSNSの適切な使用方法等について、今まで以上に、より一層計画的に実施していく必要があります。しかしながら、SNSは一般的に学校外の時間で使用することがほとんどで、買い与えるのは保護者であり、保護者の責任のもと使っているものです。そのため、学校の指導には限界があります。

そこで、SNSの使用においては、学校だけでなく保護者の協力が不可欠であることを保護者に周知するために、今年度初めにリーフレット「身近にひそむSNSの危険性　子どもたちを被害から守るのは大人」及び、手引き「スマホの使い方は大丈夫！？持たせる責任と持つことへの自覚」の2つの資料を市立小・中学校の全児童・生徒の保護者に配布しました。

資料中段にあります　を御覧ください。

リーフレット　においては、SNSにかかわるトラブル事例を踏まえた危険性や、被害から子どもたちを守るための保護者の役割を示し、家庭における適切な指導を行っていただくことを目的としています。

手引き　は、学校外で起こるSNSに関するトラブルの対応について、学校だけではなく、専門機関等に相談するという相談窓口の明確化を保護者に周知するために配布しました。添付資料として、弁護士による法的見解を示した資料を送付し、学校はあくまで現場の教育的指導を行うものであり、民事的な責任追及や法的紛争解決の役割を行うものではないことを明記し、学校から保護者に対して法的根拠に基づいた働きかけができるようにしました。

資料下段を御覧ください。

これらの資料は、市立小・中学校の入学式の日や年度初めの保護者会にて、市立小・中学校の全児童・生徒の保護者に配布するとともに、管理職や担任から内容の説明をしていただきました。今後も、保護者が学校に来校した際に適宜取り上げ、継続して内容説明を行っていただくことで、学校だけではなく、保護者にもSNSの適切な使用について子どもたちとともに考えていただくことやトラブルに対して適切な対応を図ることができるよう促していきます。

私からの説明は、以上になります。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございませんか。

村松委員　　こちらのほうで、小学校PTA联合会または中学校PTA联合会のほうで御協力をいただきまして、こちらのリーフレットを配布ということで、特に保護者のほうからの声はなかったみたいなことを下段に書いてありますけれども、これ、逆にPTAのほう、本部、联合会ですね、こちらのほうに何か、どういう反応があったとか、どういうふうにこれからもしていきたいとか、そういうやりとりみたいなことは、配布した後、何かされたのですか。

狩野指導課指導主事　　特に今はしておりません。

村松委員　　ということで、やはり、少しそういう意思疎通ですとか、やっぱり連携をしていく中で、もっともっと丁寧に声を拾っていく、そういう取組が必要なのではないのでしょうかね、指導課さん。

野村統括指導主事　　委員おっしゃられるとおり、今、これ、現在、カラー版の印刷が上がりまして、現在、学校のほうに交換便で送付しているところでございます。そして、こちらのほうのカラー版につきましては、今後、学校説明会や1学期末の学校保護者会等において、再度、校長のほうから、管理職のほうから説明するようということで話をしているところでございます。そこまで踏まえたところで、私のほうからとも、指導課等、また小P連、中P連のほうと連絡をとらせていただいて、状況はどうかということを確認して、これ、今回、配布して終わりというものでは決してございませんので、さらなる取組につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

村松委員 丁寧に、連携した取組をしていってください。

今、学校のほうも頑張ってくださいと思っているのです。チラシですとか、市のほうからの連絡、一斉メールですとか、そういうのが多くて保護者も目にあまってしまっているのですよね。そういう状況もありますので、そこは、もうちょっと考えていただきたいと思います。実際、私が確認しただけで、SNS関係で、そういう連絡が来たというのを4月から数件あるんですよ。学校とも連携をとりながら、P連にも話をしていっていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

安間教育長 他にございましょうか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

私も、ちょっと村松委員と似ている感想なのですけれども、確かに、この文面、資料の中に書かれてある文言、例えば学校には指導上の限界があって、スマホを買い与えるのは保護者であるから、保護者の責任においてというようなこととか、下のほうに、SNSの対応には限界があって、学校の役割は、あくまでも現場における教育的指導であり、といった文言があるのですけれども、確かにそうだと思いますけれども、やはり、先ほどのお話にもありましたように、子どものSNSの問題というのは、やはり学校と家庭、地域が本当に連携をする。例えば、学校の役割としては、やはり情報リテラシー教育を徹底的にやっていくと。これからスマホがあるのが当たり前の時代なのは小学生においても来るだろうということを見越して、もう少しそのあたりを踏み込んで、行政として、また学校教育の側として、このSNSの問題に関して、今、野村統括からお話があったことは十分わかりました。ただ、どうも、この資料から見ると、そういうような、これは保護者の責任で、これは学校ができるのはここまでとかというようなのが、ちょっと見えるような資料のつくりになっているような気がしますので、ぜひ学校においても、情報リテラシーというような面から、全力でこの問題に取り組むのだというような感じの部分が見えるような資料づくりをして、これが、そのまま保護者に出されたわけではないと思いますけれども、そういうスタンスで取り組んでいっていただけるとありがたいかなというように思っております。

以上です。

安間教育長 他にございますか。

柴田委員 私も、村松委員や伊東委員と同じ意見なのですけれども、こういった配布資料を、今回、教育委員会の連名で出すという背景には、やはり子どもの将来を守るとか、子どもの命を守るということがあって、このような緊急の配布資料ということにつながりましたので、保護者の方に配布をする際に、SNSによるトラブルの対応ということよりは、もうダイレクトに、子どもの将来を守るとか、子どもの命を守るといような切迫感を持って保護者会などで配るといような配り方というのですかね、そこまで学校側に言う必要があるのではないかというふうに考えます。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございませんか。

笠原委員 この、本当に、今、柴田委員がおっしゃっていましたがけれども、これ、つくったときは、本当にもう緊急対応ということだったので、まずきちんと出そうということで、とても速い、スピーディーにやって対応したと私も認識しております。その上で、確かにこれだけのものを出した段階で、次に、では、もっと次はどうするのというときに、例えば、1つの案とあるのですけれども、やはり、保護者に認識を持ってもらわないと、こっちからもとりあえず発信はしました。だけれども、保護者のほうが、果たしてどれぐらいSNSの危険性とか認識しているのかとか、それから、実際に本当に困っているのはどういうところなのかとか、そういうこと。例えばですけれども、1つの案としてはアンケートをとってみるとか、保護者からお宅のお子さん、どのぐらいSNSやっていますかみたいなのところでも、まずは実態をこちらでも知りたいというのもあるし、保護者がどう認識しているとか。例えば、同じ質問を子どもにしたときの保護者とか子どものギャップはきっとあると思うので、そういうのを、まず例えば見てみるとか。そんな大規模にやることは大変かもしれませんが、今後、今、1つの案で、例えば、そういうことから、こういうことを発信した後の、さっき村松委員がおっしゃったように、どういうリアクションなのかということを知るのに、少しこちらからも、多少打って出ないと、多分、SNSの実態というのがよくわからないというのが一般的な認識だと思うのですけれども、そういうところで、何が起きているのかということをして、どうこ

れから取り組んでいくかということを示すためにも、多少、双方向のやりとりみたいなものが発生しても良いのではないかなというのが私のお願いです。

安間教育長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

今、笠原委員のほうから、上手くおまとめいただきましたけれども、まずは前提として、年度末に、この教育委員会で、こういうものが必要だと判断して、ほんの1カ月、2カ月で対応していただいたわけですから、それに関しては、本当にお疲れさまでした。ただ、今日いただいたさまざまな意見は、この対応についての話ではなくて、今後の工夫の仕方なのだと、そういうふうにとめて、ぜひ、指導課も大変でしょうけれども、出したら終わりではなくて、それをいかに浸透させるかというような、そういうふうな方策の御助言をいただいたというふうにとめて事業を進めてください。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続いて、図書館本部から3件報告をお願いいたします。

太田中央図書館長 それでは、新元号「令和」に関する図書館テーマ展示の実施結果について御報告します。

内容につきましては、中央図書館山中主査より御説明します。

山中中央図書館主査 それでは、御報告させていただきます。

報告趣旨ですが、さきに第2回教育定例会で報告いたしました新元号「令和」に関する図書館テーマ展示を実施したことから、その結果を報告いたします。

報告内容ですが、会場は、市内4図書館。中央館、生涯学習センター図書館、南大沢図書館、川口図書館で実施しました。

期間は、新元号発表直後の4月2日から、公布後の5月6日まで実施いたしました。

主な展示資料としましては、新元号「令和」の出展とされました万葉集関連図書のほか、天皇陛下退位と皇太子即位に合わせ、「平成の皇室事典」「平成から大化まで全元号解説」などを追加展示としました。また、中央図書館のみでしたが、4月27日、土曜日の「としょかんこどもまつり」開催時に、八王子市郷土資料館と

の連携により、八王子市出土のさわることができる土器や国分寺建立に使われた谷野瓦と東大寺瓦の展示を行いました。

裏面を御覧ください。

八王子市郷土資料館からお借りした資料展示になります。下段の6枚の小さいですけれど、下段の6枚の写真がさわることのできる土器です。

実施結果としましては、全館で合計186冊の貸し出しがありました。郷土資料館との連携による体験効果により、「としょかんこどもまつり」、この後報告がありますが、「としょかんこどもまつり」に参加した親子連れだけでなく、それ以外の来館者も、郷土や歴史への関心を高めることができました。また、万葉集に関する本を展示し、その魅力を紹介するとともに、日本の古典に親しむきっかけとなり、また、改元への関心を高めることができたようでした。

報告は、以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見等がございますか。よろしゅうございますか。

私も視察させていただきましたけれども、やはり、あの時期に実施してよかったですね。入ったところに、よく見えましたが、その対応はタイムリーだったと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続き、図書館から報告願います。

中村南大沢図書館長 「としょかんこどもまつり」の実施結果について、担当の小野田主査より御説明いたします。

小野田南大沢図書館主査 それでは、「としょかんこどもまつり」の実施結果につきまして、資料に基づき御説明いたします。

まず1、報告趣旨でございます。子どもの読書活動の推進に関する法律で、子ども読書の日が4月23日と規定されていることにちなみ、子ども一人一人の読書週間の定着と、子どもの自主的な読書活動を推進することを目的として、市内図書館及び地区図書室で「としょかんこどもまつり」を実施しましたことから、その結果

につきまして御報告するものでございます。

では、具体的な実施内容でございますが、2、報告内容の(1)各図書館での実施結果についてを御覧ください。

各館で実施の内容に若干違いがございますが、おおむね赤ちゃんから子ども向けで、また親子で参加できるものもあり、市内図書館4館で378名の参加をいただきました。

まず、中央図書館でございます。実施日は4月27日、土曜日。入場者は238名でありました。赤ちゃんを対象にしたわらべ歌、小学生を対象とした図書館たんけんたいやバルーンアートづくりなどを行いました。

次に、生涯学習センター図書館では、実施日は4月28日、日曜日で、入場者は23名でした。おはなし会、工作会を行い、工作会では、かしわ餅カスタネットづくりを行いました。

裏面に行きまして、南大沢図書館では、4月27日、土曜日実施で、入場者は22名でありました。おはなし会と、おすすめのこいのぼり展示として、館内の壁にお勧めの本を書いたこいのぼりをたくさん貼りつけるということを行いました。また、5月6日、月曜日には、絵本作家のとよたかずひこさんの講演会を行い、112名の応募があり、当日は86名の方が参加されました。

続きまして、川口図書館では、4月27日、土曜日実施で、入場者は9名でありました。市内在住の絵本作家、茶豆和菓子さんの自作の紙芝居の上演やおはなし会を行いました。

続きまして、(2)地区図書室での実施結果についてであります。由木中央、台町、大和田の各市民センターや由井市民集会所、北野南部会館の合わせて5つの地区図書室で、しおりづくりや、こいのぼりの作成など、「としょかんこどもまつり」のイベントを実施いたしました。

これら市内9カ所における「としょかんこどもまつり」の企画により、子どもたちにとって図書館が身近で親しみのある場所として感じられたことと思います。今後も積極的に読書活動を推進し、読書のまちはちおうじの実現を目指してまいります。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続き、図書館から報告をお願いします。

太田中央図書館長 それでは、令和元年度八王子市図書館の特別整理期間の日程について御報告いたします。

内容は、中央図書館山中主査から御説明いたします。

山中中央図書館主査 それでは、報告させていただきます。

令和元年度の八王子市図書館の特別整理期間の日程について御報告いたします。

2、報告内容の(1)特別整理期間の目的ですが、所蔵資料の所在や状態を点検確認する、いわゆる資料の棚卸や開館中にできない設備点検や修繕、書架移動等を行うことと、システム保守等のために行っております。

(2)各図書館ごとの日程は、開始日順に、表のとおりとなります。なお、下段の全巻システム保守の2日と合わせ、各館の休館日は八王子市図書館条例施行規則第4条第1項各号に認められている特別整理期間の範囲内となっております。

(3)周知方法としましては、広報はちおうじ、市及び図書館ホームページ、館内ポスター等により周知を行います。

報告は、以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見等はございますか。よろしゅうございますか。定期的にやらなければいけない作業ですので、よろしくをお願いします。

それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 他に何か報告する事項等はございますか。

設楽学校教育部長 この後、指導課から報告がございます。

野村統括指導主事 それでは、市立中学校において発生いたしました火災について御報告いたします。定例会報告事項資料、市内中学校における火災についてを御覧ください。

発生日時でございます。令和元年5月9日、木曜日、午前8時ごろでございます。  
発生場所は、市立浅川中学校4階でございます。4階のくりやま教室の第2教室  
でございます。

被害状況でございます。生徒の被害はございませんでした。くりやま教室（特別  
支援教室）の第2教室は、半焼の状態でございます。学校職員が消火栓を使いまし  
て初期消火で放水を行った影響で、発災教室の下階の教室に浸水が見られる状況で  
ございます。くりやま教室第2教室と階下の教室、2年B組は、復旧に時間がかか  
るため、他の教室を使用して教育活動を行っております。

火災発生時の学校の対応についてでございますが、全校生徒を校庭に一時避難さ  
せた後、その日は1校時終了後、下校させました。同時に、デリバリーランチも停  
止しているところでございます。

5番の火災の原因でございます。消防及び警察が合同で現場検証を行っておりま  
すが、原因については、現在も特定できておらず、調査が継続中でございます。

5月10日以降の学校の対応についてでございます。5月10日、金曜日の朝、  
体育館にて全校朝礼を行いまして、校長より説明した後、通常どおり教育活動を再  
開しております。2年B組については、使用できないため、数学・英語教室を2年  
B組として使用し、授業を再開しております。くりやま教室については、主に第1  
教室を使用し、授業を再開しているところでございます。

報告は、以上でございます。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見等はございますか。よろしゅうございますか。

ただ、1点ちょっとつけ加えさせていただくと、被害状況の3つ目のところに、  
学校職員が初期消火で放水を行った影響で、発災教室の下階の教室に浸水が見られ  
るって、何か学校職員が、ある意味台なしにしまったみたいに聞こえますけれ  
ども、逆に、私、この後、消防署長にお会いしましたら、この消火がすばらしかっ  
たと、逆にお褒めの言葉を伺っておりますので、この学校職員の名誉のためにも、  
これはよくやったのだというふうにお読みいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、本件について、報告事項として承らせていただきます。

以上で、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。再開は11時10分です。よろしゅうございますか。

【午前11時04分休憩】